○経済産業省告示第八十一号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第三条第三項の規定に基づき、低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する基本的な方針（令和六年経済産業省・国土交通省告示第五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年七月一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二　低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する事項 一　（略） 二　エネルギーの安定的かつ低廉な供給を確保しつつ脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を図るために重点的に実施すべき低炭素水素等供給等事業の内容及び実施方法に関する事項 ＧＸの実現に向け、我が国では、ＧＸ経済移行債を創設し、ＧＸ経済移行債の資金の使途については、「規制・制度的措置と一体的に講じていく」ことに加え、「民間のみでは投資判断が真に困難な案件であって、産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献する分野への投資を対象とする。」という国による投資促進策の基本原則を示したところである。現状、低炭素水素等の価格が化石燃料に比して高いために、利用側は大規模な投資に踏み切れず、供給側も利用側が大規模かつ強靭なサプライチェーンの構築に踏み出せないゆえ、低廉な低炭素水素等が供給されない現状である。こうした状況を打破すべく、エネルギーの安定的かつ低廉な供給の確保を大前提に、ＧＸの実現に向けて、法第十条第一号イに規定する資金に充てるための助成金の交付（以下「価格差に着目した支援」という。）及び同号ロに規定する資金に充てるための助成金の交付（以下「拠点整備支援」という。）といった支援措置を講ずる。	第二　低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する事項 一　（略） 二　エネルギーの安定的かつ低廉な供給を確保しつつ脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を図るために重点的に実施すべき低炭素水素等供給等事業の内容及び実施方法に関する事項 ＧＸの実現に向け、我が国では、ＧＸ経済移行債を創設し、ＧＸ経済移行債の資金の使途については、「規制・制度的措置と一体的に講じていく」ことに加え、「民間のみでは投資判断が真に困難な案件であって、産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献する分野への投資を対象とする。」という国による投資促進策の基本原則を示したところである。現状、低炭素水素等の価格が化石燃料に比して高いために、利用側は大規模な投資に踏み切れず、供給側も利用側が大規模かつ強靭なサプライチェーンの構築に踏み出せないゆえ、低廉な低炭素水素等が供給されない現状である。こうした状況を打破すべく、エネルギーの安定的かつ低廉な供給の確保を大前提に、ＧＸの実現に向けて、法第十条第一号イに規定する資金に充てるための助成金の交付（以下「価格差に着目した支援」という。）及び同号ロに規定する資金に充てるための助成金の交付（以下「拠点整備支援」という。）といった支援措置を講ずる。

（新設）

1

低炭素水素等供給等事業の内容

低炭素水素等供給等事業の内容は、エネルギー政策、すなわち、安全性、安定供給、環境適合性及び経済効率性の観点並びにＧＸ政策、すなわち、脱炭素化及び産業競争力の強化・経済成長の両立の観点から、次の項目に照らして評価するものとする。

(1)　エネルギー政策

①　安全性

安全に関する法令に係る許認可等を取得する見込みがあること。

②　安定供給

イ　発電などに向け大規模に供給する場合、我が国企業による上流権益への参入がなされており、価格が安定していること。

ロ　低炭素水素等を輸入する相手国の地政学的リスクに対応していること。

ハ　特定の国に依存しない、強靭で信頼性のある低炭素水素等のサプライチェーンを構築すること。

③　環境適合性

計画において供給される水素等が低炭素水素等であること。

④　経済効率性

イ　経済的かつ合理的な方法で脱炭素化に資する資源を活用すること。

ロ　発電などに向け大規模に供給する場合、我が国企業による上流権益への参入がなされており、価格が安定していること。

(2)　ＧＸ政策

①　産業競争力の強化・経済成長

低炭素水素等供給事業及び低炭素水素等利用事業の双方において、我が国産業の国際競争力の強化に寄与すること。